平成２４年（フ）第３０２号
滋賀県高島市鴨川平２丁目３番地９
破産者　朝永　　彰
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４１号
京都市伏見区深草開土町86番地の５
破産者　酒井　靖之
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８２３号
熊本市中央区出水７丁目42番13号
破産者　滿留　眞隆
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４５０号
熊本市西区城山下代２丁目12番５号
破産者　平部　俊介
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５０２号
熊本市南区幸田１丁目６番19―201号　メモリーハイツⅡ
破産者　佐藤　亜紀
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５４４号
大分県別府市上田の湯町２番32号　流川マンション305号
破産者　山本　　明
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１３号
宮崎市堀川町192番地　堀川ハイツ302号
破産者　渡邉　繁昭
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２８号
宮崎市大字田吉115番地４　エムシーメゾン赤江102号
破産者　黒木　尚子（旧姓徳留）
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６１号
鹿児島市光山２丁目31番59号、開始決定時の住所宮崎市東宮１丁目123番地
破産者　平田小夜子
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１３号
宮崎市清武町加納甲3362番地６　松田コーポ205号
破産者　宮城　武志
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２５号
佐賀県嬉野市塩田町大字大草野甲1407番地
破産者　堤　とむ子
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１１１号
佐賀県伊万里市東山代町大久保4750番地１市営７―306
破産者　佐藤　奨一
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２０７号
千葉県東金市堀上780番地３、開始決定時の住所千葉県東金市南上宿19番地14　平賀第２ビル202号
破産者　神定　一雄
１　決定年月日　平成24年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２９１１号
愛知県一宮市丹陽町九日市場字横枕1276―１ソレイユ101号、住民票上の住所京都府木津川市木津宮ノ裏36番地126
破産者　山室　健男
１　決定年月日　平成24年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５５号
札幌市東区北22条東23丁目８番１―102号
破産者　山本　伸一
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９８号
仙台市青葉区花京院１丁目５番25―905号、従前の住所仙台市青葉区広瀬町４番８―3108号
破産者　坂本和子こと　金　　和子
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５７６号
仙台市泉区旭丘堤１丁目５番７号
破産者　佐藤　晃一
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９５７０号
大阪市西区土佐堀３丁目３番２―1401号
破産者　大丸　和也
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４４号
広島市南区南蟹屋１丁目10番41―202号
破産者　友永　賢人
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部